

奈良市公告第145号

公募型プロポーザル方式によりなら 100 年会館改修基本計画策定支援業務委託事業者を選定するので、次のとおり公告します。

令和7年7月17日

奈良市長 仲川 元庸

1 業務概要

(2) 業務の名称

なら 100 年会館改修基本計画策定支援業務委託

(3) 業務の内容

別紙「なら 100 年会館改修基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで（予定）

(4) 予算の概要(提案上限金額)

15,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独事業者又は共同企業体によるものとし、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 単独事業者の場合

- (ア) 平成27年度以降に公立劇場・ホール整備（新設、改修含む）に関する基本構想（あり方検討含む）・基本計画策定を支援する業務又は公立劇場・ホール整備（新設、改修含む）の設計業務を受注した実績を有している者であること。
- (イ) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していない者であること。
- (ウ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (エ) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による手続き開始申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による手続き開始申し立てがなされていない者（会社更生法の規定による計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。

- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (キ) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
 - (ク) 本市情報セキュリティポリシーを遵守できること。
 - (ケ) 本業務を行う期間中、配置技術者として、管理技術者及び主任技術者を配置（各技術者の兼任可）すること。また、管理技術者は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有すること。なお、当該配置者については、参加申込時点で連続して3ヶ月以上直接的な雇用関係にある者とする。
- (2) 共同企業体の場合
- (ア) 複数の事業者が共同提案する場合は、共同企業体（以下「JV」という。）を結成し代表事業者を決めること。なお、事業者は、複数のJVに所属することはできない。また、JVに所属しながら単独では参加できない。
 - (イ) JVに所属するすべての事業者（以下「共同提案者」という。）は、前記（1）（イ）～（ク）を満たし、一つ以上の事業者が（ア）及び（ケ）を満たすこと。
 - (ウ) 参加申込後に、代表事業者及び共同提案者を変更することはできない。

3 選定方法

「なら 100 年会館改修基本計画策定支援業務委託に係るプロポーザル審査委員会」において、次の方法により受託候補者を選定する。

- (ア) 参加申込一件書類、企画提案一件書類及びプレゼンテーションの内容を基に、別表の評価基準に基づき審査を行い合計評価点（各審査員が評価した点数をすべて合計した点をいう。以下同じ）の高い提案者から受託候補者の順位を決定する。なお、委員の過半数が採点を60点未満とした提案者または委員の平均点が60点未満の提案者は落選とする。
- (イ) 提案者が1社の場合であってもプレゼンテーション審査を実施し、委員の過半数の採点が60点以上かつ委員の平均点が60点以上の場合には受託候補者として選定する。
- (ウ) 提案者が多数あった場合は、プレゼンテーション審査前に企画提案一件書類を審査し、上位3～4社に対してプレゼンテーション審査を実施する。
- (エ) 合計評価点数が同じ提案者が2社以上ある場合は、見積額が低額の提案者を上位の受託候補者として選定する。さらに見積額も同額であった場合は、審査委員長のくじ引きにより受託候補者の順位を決定する。

4 募集要項等の配布

令和7年7月17日（木）から、奈良市ホームページからダウンロードすること。

5 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、下記の書類を各1部提出するものとする。
なお、(1)(ア)参加申込書の提出により、前記「2. 参加資格要件」を満たすことを宣誓したとみなす。

(1) 参加申込書類について

(ア) 参加申込書(様式1-1、様式1-2)

- ・ 提出年月日、参加希望者の住所、名称、代表者名等を記載し、押印すること。
- ・ 必要に応じて単独提案者用(様式1-1)又は共同企業体用(様式1-2)を使用すること。

(イ) 事業者概要書(様式2)

- ・ 提出日現在の実態を記載すること。
- ・ JVは、共同提案者ごとに作成すること。

(ウ) 業務実績書(様式3)

- ・ 業務実績書には、募集要項の「2. 参加資格要件」(1)の(ア)の条件を満たすものについて、最大3件選定して記載すること。
- ・ 業務実績の内容が具体的に確認できる書類(契約書及び、仕様書の写し等)を添付すること。

(エ) 誓約書兼同意書(様式4)

- ・ 代表者印を押印すること。
- ・ JVでの申請の場合は、共同提案者ごとに作成すること。

(2) 提出先

後記「9. 担当」まで

(3) 提出期間

令和7年7月17日（木）から同年9月2日（火）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の各日の9：00から17：00まで（12：00から13：00までを除く。）とする。

(4) 提出方法

直接持参又は郵送

【直接持参の場合】

前記(3)提出期間内に持参すること。

【郵送の場合】

前記（３）提出期間内に必着とする。なお、送付後速やかに郵送で提出した旨を後記「９．担当」まで電話連絡をすること。

（５）参加承認

本プロポーザルへの参加承認の可否については、令和７年９月５日（金）までにすべての参加希望者に通知する。

なお、通知方法は、提出書類に記載されたメールアドレス宛に電子メールで送信し、追って通知書を郵送する。

６ 企画提案

本プロポーザルへの参加承認された参加希望者は、下記の書類を各 10 部提出するものとする。その内 3 部は無記名かつ提案者が特定されないようにすること。

（１） 企画提案書類

（ア） 業務の実施体制調書（様式 5-1、5-2）

- ・ 配置予定の管理技術者及び主任技術者は必ず記載し、一級建築士の資格保有者（管理技術者）の建築士免許証の写し及び雇用期間が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
- ・ 管理技術者は本業務の統括責任者として、技術的・組織的な管理を行い、計画の品質・進捗・成果物の精度確保に努め、主任技術者は管理技術者を補佐し、各工程における詳細検討等を行い、発注者との打ち合わせに原則的に出席するものとする。

（イ） 企画提案書（任意様式：A3判3頁以内）

- ・ 企画提案書は仕様書の内容を踏まえて、以下の項目について提案を行うこと。

- ① なら 100 年会館の特徴と役割について
- ② 施設・設備等の現況調査の方法
- ③ 施設改修の検討に関する支援の方法
- ④ 業務内容に関する自由提案

（ウ） 見積書（任意様式：各 A4 判 1 頁）

- ・ 本業務（計画策定支援）の費用に関して見積書を提出すること。なお、見積書には想定されるすべての経費の総額及び内訳を記載すること。
- ・ 仕様書は企画提案書の内容を受けて、本業務委託の契約者と協議の上、変更することがある。

（エ） 業務実績書（様式 3）

前記「５．参加申込」（１）の（ウ）を参照して提出すること。

(2) 提出先

後記「9. 担当」まで

(3) 提出期間

令和7年9月16日(火)から同年9月19日(金)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の各日の9:00から17:00まで(12:00から13:00までを除く。)とする。

(4) 提出方法

直接持参又は郵送

【直接持参の場合】

前記(3)提出期間内に持参すること。

【郵送の場合】

前記(3)提出期間内に必着とする。なお、送付後速やかに郵送で提出した旨を後記「9. 担当」まで電話連絡をすること。

7 契約に関する事項

合計評価点数が最も高い提案者を第1位の受託候補者として協議を実施し、募集時の仕様書並びに企画提案書の内容を基本として、本業務委託に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。その場合、候補者は速やかに契約が締結できるよう協力して手続きを進めるものとする。

なお、第1位の受託候補者との交渉の結果、合意に至らなかった場合は、順次合計評価点数の高い提案者を受託候補者として交渉を行うものとする。

8 その他

その他の詳細は、募集要項による。

9 担当

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号(奈良市役所 北棟4階)

奈良市 市民部 文化振興課(荒益・徳山)

TEL: 0742-34-4942(直通) E-mail: bunkashinko@city.nara.lg.jp

※ 電話連絡可能時間は、各日9:00から17:00まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く)とする。

別表 評価基準

1. 事業者に関する項目

評価項目	評価の視点	
	判断基準	
事業者に関する項目	類似業務の実績	平成 27 年度以降に公立劇場・ホール整備（新設、改修含む）に関する基本構想（あり方検討含む）・基本計画策定を支援する業務又は公立劇場・ホール整備（新設、改修含む）の設計業務を受注した実績を評価する。
	業務の実施体制	技術者が適切に配置され、必要な人員が確保されているとともに、業務遂行に向けた適切な専門性や実績を持った人員が配置された実施体制になっている場合に優位に評価する。

2. 提案内容に関する項目

評価項目	評価の視点	
	判断基準	
提案内容に関する項目	なら 100 年会館に対する理解	施設の設置目的や特徴について十分な理解に基づいた提案であるか。
	施設・設備現況の調査方法	なら 100 年会館の現況調査について、実施にあたっての方法が明確に示されているか。
	施設改修の検討に関する支援の方法	市が策定を予定する計画に対して、有効な支援の方法が明確に示されているか。
	業務内容に関する自由提案	業務仕様書に定めのない独自提案があり、効果的・効率的な提案がなされているか。

3. 見積り金額に関する項目

評価項目	評価の視点	
	判断基準	
見積り金額に関する項目	見積り金額	費用対効果が見込まれ、適切な範囲内での見積り額であるか。